

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和4年9月26日策定
横浜市地域公共交通バリア解消促進等事業バス部門協議会

1. 生活交通改善事業計画の名称												
令和4年度横浜市障害者用 IC カードシステム整備事業計画												
2. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果												
<p>関東圏のバス事業者においては、関東圏の鉄道事業者が国土交通省からの協力依頼を受け、障害者用 IC カードを令和4年度下期から導入することに伴い、これに合わせて同カードを導入するため、必要となるシステムの開発、運賃箱の開発等を行う。</p> <p>関東圏のバス事業者が運営する複数の市町村にまたがる路線に障害者用 IC カードシステムを導入、希望する障害者が IC カードによる割引を受けることを可能にすることにより、障害者の路線バスによる移動の利便性及び安全性の向上を図るとともに、公共交通機関としてのバスの利用を促進する。</p>												
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果												
(1) 事業の目標												
令和4年度末までに、横浜市のバス事業者の交通系 IC カードシステム対応車両のうち、100%で障害者用 IC カードに対応することを目指す。												
(2) 事業の効果												
<p>現在の路線バスでは運賃收受時に、障害者手帳等を提示し、乗務員が手帳を目視確認の上、運賃箱で割引運賃を設定してから運賃を收受している。障害者用 IC カード導入後、障害者用 IC カードをお持ちの方は運賃收受時に、割引運賃を自動で收受できることとなり、障害者の路線バスの利便性が飛躍的に向上し、移動の負担が軽減される。また、障害者がスムーズにバスの乗降をすることができることで移動の円滑化が図られるとともに、バス利用者の増加が期待されるほか、「真の共生社会」の実現に向けたバリアフリー社会の実現に大きく貢献するものと考えられる。</p>												
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者												
事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）												
・ 障害者用 IC カードシステムの導入 (内訳)												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>事業者名</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>(株) 江ノ電バス</td></tr><tr><td>2</td><td>神奈川中央交通 (株)</td></tr><tr><td>3</td><td>川崎鶴見臨港バス (株)</td></tr><tr><td>4</td><td>相鉄バス (株)</td></tr><tr><td>5</td><td>横浜市交通局</td></tr></tbody></table>		事業者名	1	(株) 江ノ電バス	2	神奈川中央交通 (株)	3	川崎鶴見臨港バス (株)	4	相鉄バス (株)	5	横浜市交通局
	事業者名											
1	(株) 江ノ電バス											
2	神奈川中央交通 (株)											
3	川崎鶴見臨港バス (株)											
4	相鉄バス (株)											
5	横浜市交通局											

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和4年度 ※令和3年度補正予算による対応含む					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負 担割合	事業者負担 割合
障害者用 IC カードシス テム整備事 業	34,000 千円	7,777 千円	0 千円	0 千円	26,223 千円
	100%	22.9%	0%	0%	77.1%
※国費、都道府県負担割合については、予算の都合等により増減する可能性がある					

6. 計画期間				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載				
事業の名称	令和4年度			
	4月	9月	12月	3月
障害者用 IC カード システムの導入		●	——	●
		交付決定日 以降着手		3月31日 完了

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月15日 事業内容について協議。計画の概要について合意。 令和4年9月16日～22日 市民意見募集を実施。 令和4年9月26日 市民意見募集の結果を踏まえ、計画を確定。

8. 利用者等の意見の反映
<p>令和4年9月16日～22日に横浜市のホームページにて本計画に関する意見を募集。以下の意見が寄せられました。</p> <p>【意見要旨】</p> <p>国土交通省からの要請であるにも関わらず、システム整備に係る費用の8割をバス事業者が負担するのはおかしいのではないかと。また、横浜市のバス事業者の交通系 IC カードシステム対応車両のうち、100%で障害者用 IC カードに対応することを目指すのであれば、横浜市も一定額を負担すべきではないかと。</p> <p>→横浜市が交通事業者の障害割引において、一定額を負担を行うようご意見を承りました。バス事業者の負担分を横浜市が負担していくことは、厳しい財政状況の中、困難です。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	横浜市（都市整備局、健康福祉局）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県バス協会加盟事業者 代表 (株)江ノ電バス、神奈川中央交通(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、相鉄バス(株)、横浜市交通局
その他協議会が必要と認める者	(一社)神奈川県バス協会

10. 軽微な変更の取扱いについて

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 横浜市中区本町 6-50-10

(所 属) 横浜市都市整備局都市交通課

(氏 名) 有田・横田

(電 話) 045-671-4128

(e-mail) tb-toshiko@city.yokohama.jp

(住 所) 横浜市中区本町 6-50-10

(所 属) 横浜市健康福祉局障害施策推進課

(氏 名) 坂下・井澤

(電 話) 045-671-3604

(e-mail) kf-syoplan@city.yokohama.jp